

# 食品の

# 営業許可制度が変わります!

食品衛生法が改正されたことで、令和3年(2021年)6月1日から食品の営業許可制度が大きく変わります。

## 改正のポイント

### ① 食品の営業許可制度の見直し

現行の食品衛生法に基づく許可と道条例に基づく許可の新設・統合が行われます。

### ② 食品の営業届出制度の創設

これまで許可が必要なかった施設についても、一部業種を除き届出が必要になります。

### ① 食品の営業許可制度の見直し

現行の許可業種から新設・統合・廃止等されて、次の32業種になります。

- ①飲食店営業 ②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
- ③食肉販売業 ④魚介類販売業 ⑤魚介類競り売り営業 ⑥集乳業 ⑦乳処理業 ⑧特別牛乳搾取処理業
- ⑨食肉処理業 ⑩食品の放射線照射業 ⑪菓子製造業 ⑫アイスクリーム類製造業 ⑬乳製品製造業
- ⑭清涼飲料水製造業 ⑮食肉製品製造業 ⑯水産製品製造業 ⑰冰雪製造業 ⑱液卵製造業
- ⑲食用油脂製造業 ⑳みそ又はしょうゆ製造業 ㉑酒類製造業 ㉒豆腐製造業 ㉓納豆製造業
- ㉔麺類製造業 ㉕そうざい製造業 ㉖複合型そうざい製造業 ㉗冷凍食品製造業 ㉘複合型冷凍食品製造業
- ㉙漬物製造業 ㉚密封包装食品製造業 ㉛食品の小分け業 ㉜添加物製造業

! 一部「統合」された業種があります。

例1) 「喫茶店営業」と「飲食店営業」が統合し、今後は「飲食店営業」に

例2) 「みそ製造業」と「しょうゆ製造業」が統合し、今後は「みそ又はしょうゆ製造業」に。



**次回更新時に、統合後の許可を取得してください。**

! 新たに「新設」された業種があります。

水産製品  
製造業

漬物  
製造業

液卵  
製造業

密封包装食品  
製造業

食品の  
小分け業



**令和3年5月31日時点で既に営業している事業者は、  
令和6年5月31日までに改めて許可を取得してください。**

※令和3年6月1日以降に営業を始める場合は、営業開始までに許可を取得してください



! 「営業届出」に移行した業種があります。

例) 乳類販売業、冰雪販売業、食肉販売業(包装)、魚介類販売業(包装)、食品販売業

➡ 「営業届出」についての詳細は裏面へ!

## ② 食品の営業届出制度の創設

営業許可業種・届出対象外業種※に該当しない事業者は、これまで許可対象となっていなかった業種も含め、全て「営業届出」の対象となります。

### ※営業許可業種・届出対象外業種

- ① 食品又は添加物の輸入をする営業
- ② 食品又は添加物の貯蔵又は運搬業（冷凍・冷蔵の倉庫業は届出の対象）
- ③ 常温包装品の販売業
- ④ 器具・容器包装の製造業（合成樹脂が使用されたものを除く）
- ⑤ 器具・容器包装の輸入又は販売業

許可も届出も  
不要な業種

例) 乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業（包装）、魚介類販売魚（包装）、倉庫業  
コップ式自動販売機（屋内設置）、弁当販売業、野菜果物販売業、米穀類販売業、  
精穀・製粉業、健康食品製造業、海藻製造・加工業、卵選別包装業（GPセンター）、  
行商、集団給食施設（直営）、器具・容器包装の製造加工業 etc…



**令和3年5月31日時点で既に営業している事業者は、  
令和3年11月30日までに届出をしてください。**

❗ 届出対象業種についても、「食品衛生責任者」の設置が必要です。

「食品衛生責任者」には、**調理師、栄養士、製菓衛生師の資格**をお持ちの方や、大学で医学、薬学、畜産学、水産学、農芸化学等**所定の過程を修められた方**がなることができます。

これらの他、**食品衛生協会が実施する「食品衛生責任者養成講習会」を受講**することで、必要な資格を取得することができます。

❗ 届出対象業種についても、HACCPに沿った衛生管理の実施が必要です。

原則、全ての食品等事業者に対して、**HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理**を実施することが求められます。

食品取扱従事者の数が50人未満の小規模な事業者や、飲食店営業、そうざい製造業等は、各業界団体が作成している**「手引書」に沿って衛生管理**を行いましょう。

それ以外の大規模事業者は、**営業者自らが「衛生管理計画」を策定**する必要があります。

## 許可申請および届出の方法について

❗ 厚生労働省の「食品衛生申請等システム」が使用できます。

自宅や事業所から**インターネットで申請**してください。

（許可申請については、**令和3年6月1日以降**にシステム利用可能となる予定です。）  
インターネットが利用できない場合は、最寄りの保健所までご相談ください。

➡ この他、詳細については最寄りの保健所までご連絡ください。

（連絡先）江差保健所 生活衛生課 TEL：0139-52-1053